

国立大学法人京都大学契約事務取扱規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(不正行為等の報告)</p> <p>第5条 経理責任者は、競争に参加する者（以下「競争参加者」という。）又は契約の相手方が次の各号の一に該当した場合は、財務担当理事に報告するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 業者である個人、業者の役員又はその使用人が、<u>刑法（明治40年法律第45号）第96条の3</u>に規定する談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(6)～(14) (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(不正行為等の報告)</p> <p>第5条 経理責任者は、競争に参加する者（以下「競争参加者」という。）又は契約の相手方が次の各号の一に該当した場合は、財務担当理事に報告するものとする。</p> <p>(1)～(4) (同 左)</p> <p>(5) 業者である個人、業者の役員又はその使用人が、談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(6)～(14) (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和3年3月1日から施行する。</p>